

魚津市公告第2号

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により富山県から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、魚津市産業建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年1月22日

魚津市長 村椿 晃

1 都市計画の種類及び名称

- | | | | |
|-----|--------|--------|-----------|
| (1) | 都市計画道路 | 3・2・1 | 魚津駅中央線 |
| (2) | 都市計画道路 | 3・4・5 | 片貝早月線 |
| (3) | 都市計画道路 | 3・4・6 | 魚津臨港線 |
| (4) | 都市計画道路 | 3・5・8 | 魚津大光寺線 |
| (5) | 都市計画道路 | 3・5・10 | カーバイド上村木線 |
| (6) | 都市計画道路 | 3・5・11 | 魚津友道線 |
| (7) | 都市計画道路 | 3・5・12 | 魚津本江線 |
| (8) | 都市計画道路 | 3・6・13 | 魚津港諏訪町線 |
| (9) | 都市計画道路 | 3・6・14 | 村木魚津駅線 |